第6編 完了検査

第1章	工事完了の届出及び完了検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6-1
第2章	工事写真 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5
第3章	品質管理表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

第1章 工事完了の届出及び完了検査

- 法第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。
- ① 開発行為に関する工事 (開発区域を工区に分けたときは、当該工区における開発行為に関する工事)を完了した場合又は開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合には、三島市開発行為等事務処理要領第8により、工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書を提出し、完了検査を受けなければならない。
- ② 工事完了検査は、開発者(工事施行者を含む。)及び関係機関(原則として、市関係課及び公共施設の管理者(管理者となる者を含む。))が立会いの上、「静岡県開発行為に関する工事検査要領」に準じて行うものとする(ただし、同要領中、「静岡県交通基盤部」とあるのは、「三島市」とする)。

なお、公共施設の管理者(管理者となる者を含む。)が別に検査要領等を定めている場合に あっては、当該管理者の完了検査に合格することが必要である。

【参考】

静岡県開発行為に関する工事検査要領

(趣旨)

第1 この要領は、開発行為等事務処理要領第9に定める検査に関して必要な事項を定めるものとする。

(検査の要領)

- 第2 検査は、中間検査及び完了検査とする。
- 2 中間検査は、工事施工中において必要と認められる場合、適宜行う検査をいう。
- 3 完了検査は、法第36条第1項に規定する工事完了の届出があった場合において行う 検査をいう。

(検査の方法)

第3 施工の状況及び施工内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、別紙 「工事検査の方法」により、その適否を検査するものとする。

(違反に対する措置)

第4 法第81条に規定する違反事実がある場合は、同条の規定により、必要な措置をとるものとし、その措置が完了した後、あらためて検査を行うものとする。

(検査の復命)

第5 検査員は、検査を終了したときは、その結果を速やかに、開発行為の工事の完了 検査結果書(様式第1号)により、とりまとめておくものとする。

[別紙]

工事検査の方法

方 法

完了検査の実施に当たっては、施工区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすもの を主体に適宜測定する。

なお、この工事検査の方法に含まれないものについては、静岡県交通基盤部の検査 方法を準用して行うものとする。

測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、検査結果書により手直工事を命ずる場合がある。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、 検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により明視できない部分については、「写真の整備について」 に従い、写真の整備をしておくこと。

石積(張)・ブロック積(張)工

法 長 原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入れ深さの許容 範囲は-5cmとする。

法 勾 配 適宜測定し、許容範囲は-0.5分以内とし、+緩は検査員の判定による。 胴・裏コンクリート 必要に応じ1箇所/500㎡程度で測定し、許容範囲は-5cmとする。

裏 込 礫 適宜測定し、許容範囲は-3cmとする。

水 抜 穴 適宜測定し、検査員の判定による。

擁壁コンクリート

法 長 原則として法長変化点で主として根入長を測定する。根入れ深さの許容 範囲は-5cmとし、擁壁の高さが設計書と相違して宅地の維持機能に支障を きたす場合は改造を命ずる。

法 勾 配 適宜測定し、許容範囲は-0.5分以内とし、+緩は検査員の判定による。 天端幅・敷幅 適宜測定し、許容範囲は天端幅で-3cm、敷幅で-3cmとする。

盛土

盛土する土地の部分の高さが3m以上の場合は、沈下又は崩壊が生じないよう盛土計画を事前に審査し、締め固め、段切り当の施工を適宜検査する。

道路

標準高 延長40mごとに道路中心線で測定し、共用範囲は±3cmとする。

幅 員 法令で規定された道路については、延長20mごと及び交差点部分を測定し、幅員はマイナスを認めない。

調整池

現場の出来形寸法により、必要調整容量が確保されているかを確認する。 中間検査の方法

- 目 的 中間検査は施行区域の安全に密接に関連のある工種の中間工程における 施工管理の状況、品質管理状況及び施行地区周辺との関連を把握することを 目的とする。
- 方 法 中間検査の実施に当たっては、開発行為に係る検査の方法及び静岡県土 木部の検査の方法に準拠して行うものとする。

重点調査事項

① 施工管理

許可条件が、適切に遵守されているか否かを確認する。

盛土及び切土 沈下又は崩壊が生じないよう締固め又は段切り等が設計図書に 基づき適切に実施されているか否かを確認する。

石積及びブロック積工

法長及び法勾配……根入深の掘削及び写真判定

胴込及び裏込コンクリート……必要に応じ1箇所/500㎡程度で、任意の位置でブロックを抜き取り、重点状況や品質を確認する。

裏込礫……透水層としての質、量、機能について確認する(土砂の混入、礫の 粒径その他)。

水抜穴……寸法、数量及び設置状況について確認する。特に、在石使用のものは品質に、空石積(張)の場合は施工状況について確認する。

擁壁工 水平打継目を設けた場合には、必要に応じ、擁壁の前面で打継目をは さんで深さ1m程度の注水試験を行う。

管渠工 接合、マンホール等の取付及び縦断勾配を確認する。 埋設深度、埋戻しの適否の確認

側溝工 敷厚及び溝蓋受部の不陸等について確認する。

コンクリート柵工 線形のとおり、支柱頭部の損傷の有無、両岸施工の際は柵 工杭間隔を確認する。

橋 梁 基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認する。 コンクリートの品質は管理試験試料又はテストハンマー等によって確認 する。伸縮継手、支承部の取付状況の確認 排水管、その他附属部の取付状況の確認

② 現場管理

土砂及び地区内水の排水と周辺との関係、防災措置の確認 進入路、材料運搬通路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認

③ 品質管理

養生、材料、土質試験等品質管理状況の確認

その他

検査は、平面計画図等設計図書に基づいて確認するが、現地の状況等により変更施工 しているものについては、その変更が些細な変更で、計画の同一性を失わず、かつ、災 害の防止上及び機能上支障をきたさないものである場合は、変更施工の出来高により検 計するものとし、許可を要しない。

注)検査は、すべて実測を原則としているが、やむを得ない場合は写真判定とする。

【開発者・工事施行者の特に留意すべき事項・・・設計図書と異なる工事の施工】

- 現場の状況や経済情勢の変化等により、設計図書と異なる工事を施工しようとする場合には、あらかじめ県と相談すること。
- 当該変更が許可を要するものであっても、三島市開発行為等事務処理要領第 14(2)ア〜イに該当するものを除いては、開発行為変更協議書の提出による事前の協議が終了すれば、それらをとりまとめて、最終的に変更許可を受けることができる。
- 当該変更が許可を要するもので、三島市開発行為等事務処理要領第 14(2)ア〜イに該当するものは、変更許可を受けた後に施工しなければならない。
- 第35条の2第1項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更(規則第28条の4第1号に規定する一定の小規模な予定建築物等の敷地の形状変更)については、事後において遅滞なく開発行為変更届出書を提出しなければならない。

③ 完了検査の迅速化

完了検査を遅滞なく実施するため、あらかじめ三島市開発行為等事務処理要領第8による工事完了届出書又は公共施設工事完了届出書の提出予定日等を開発許可担当者へ連絡すること。 また、公共施設の管理者(管理者となるべき者を含む。)の検査の実施と公共施設の用に供する土地の帰属手続の円滑化について、留意すること。

※ 運用指針 I-10 法第36条関係(工事完了検査手続の迅速化)

法第36条第3項の規定によれば、都道府県知事は同条第2項の規定に基づく検査済証の交付を行ってから、遅滞なく工事完了公告をしなければならないとされているが、公共施設管理者が行う道路、公園等の公共施設の帰属手続が、検査済証交付以後でなければ開始しない取扱いがなされている場合があり、結果として工事完了公告までの期間が長期化し実質的に完成している宅地の分譲が開始できない事例も見受けられる。

これについては、公共施設管理者との連絡調整を密接にしつつ、工事完了検査手続と公共施設の帰属手続を並行的に進めることにより、工事完了手続全般の一層の迅速化を図ることが望ましい。

第2章 工事写真

開発許可を受けた者は、次に掲げる「写真の整備について」の要領により、写真を整備しておく ものとする。なお、完了届には、着手前、竣功後及び代表的な工種の施工状況が分かる写真を添付 し、その他撮影した写真は、完了検査時に検査員に提示すること。

写真の整備について

- A 写真の整理及び処理
 - (1) 写真の大きさは、L判程度とすること
 - (2) 天災又は出水の際は、被災の状況及び出水の状況を撮影記録しておくこと。
- B 提出用写真の添付方法
 - (1) 台紙の大きさはA4判とすること。
 - (2) 表紙には、次の事項を記入すること。 工事名、工事箇所、着手・竣功年月日、施工者名
 - (3) 写真の添付は、最初竣功写真を、次に着手前写真を添付し、対照し得るように整理すること。

工事中の写真は、各工種について、施工の進捗状況に応じ代表的な各出来高(床掘、 基礎、胴込、裏込、法長、型枠、組立、配筋及び型枠取外し後の出来上りの形状、寸法) を添付すること。

- C 各工種の撮影
 - (1) 一般的事項

各出来高の撮影に当たっては、床掘の深さ・幅、基礎工の厚さ・幅、胴込・裏込厚及び型枠取外し後の出来上り寸法が明確に判定できるよう箱尺等をあて、かつ、工事名、工種、撮影年月日、位置、設計略図及び寸法等を記載した小黒板(40cm×50cm程度の黒板。図例1))をおいて撮影すること。

(2) 工事着手前及び工事竣功写真

全景を原則とし、できるだけ 4 方向の同一位置から撮影すること(立木、電柱、家屋 等の対象物を入れて撮影すれば対照が容易)。

(3) 床堀

図例2)のように撮影すること。

(4) 石積及び擁壁

延長 40mに 1 箇所程度の割合で基礎の工法、裏込厚、構造物の幅・高さ(法長)等を撮影する。図例 3) のように構造物の幅は法面に直角又は水平に、法長及び高さは埋戻し面より上で中間点まで撮影すること。

(5) 管工

断面形状と全景が判明できるよう撮影すること。

(6) 箸工

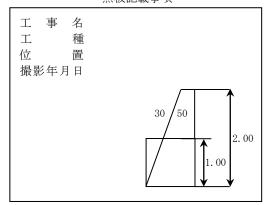
水中に没するものの詰石の大きさ・寸法等を撮影すること。

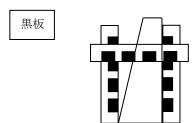
(7) 橋台・橋脚工

水中に没する部分の形状寸法、配筋状況は必ず撮影すること。

図例 1)

黒板記載事項

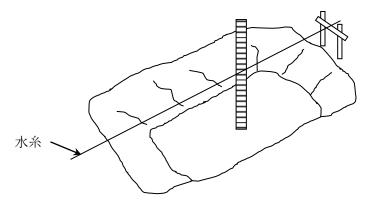




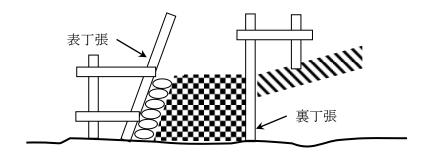
黒板



図例 2) 床掘状況



図例 3) 丁張施工状況



第3章 品質管理表

完了検査時においては、次の書類等を整備しておくものとする。

なお、完了届には、検査員と協議の上、必要書類を添付すること。ただし、公共施設の管理者の 検査が終了しているものについては、原則として添付する必要はない。

XEN IN TO CLOSONIC OF CIRCLE OF CHILLY OF STARTE OF STAR				
	JIS 表示許可工場の製品 使用の場合	JIS 表示許可書の写し		
		配合報告書		
		配合計算書		
		骨材試験成績書		
		アルカリ骨材反応性試験成績表		
レディーミクスト		プラント施設概要書		
コンクリート		計量器の検定済証明書		
		品質管理データ		
		配合報告書		
		配合計算書		
		アルカリ骨材反応性試験成績表		
		セメントの品質証明書		
		コンクリート強度試験成績報告書		
コンクリート		コンクリート強度管理表		
		気温及びコンクリート打設記録表		
		コンクリート中の塩化物含有量測定表		
		As コンクリート配合報告書		
		路盤材承認願		
その他		鋼材検査証明書		
~ C V 기世		品質規格証明書(コンクリートブロック)		
		二次製品等承認図書(グレーチング、マン		
		ホール、ガードレール等)		